

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
<b>●災害対策本部の運営に関すること</b>				<b>●災害対策本部の運営に関すること</b>
1	情報収集・電話対応	市の災害対策本部へ連絡したがなかなかつながらない。職員により答えが違っており混乱した。対応も被災者の気持ちを汲んでももらえないものもあった。担当課へ連絡が届いていない。	災害発生時、市民の問い合わせに的確に応じられるように電話を受ける体制や電話対応マニュアルをつくり徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報等の入電内容を対応する職員全員が共有できるように住宅地図情報システムを導入した。このシステムの導入により、被災現場の状況等について、対応班への引き渡しを迅速に行えるよう改善を図っている。</li> <li>・また、リエゾン(情報収集員)を配置する仕組みも取り入れ、災害対策本部に速やかに情報が集まる仕組みづくりを行っている。</li> <li>・情報収集(入電)の窓口となる総務班を増員・強化し、市民からの入電に対応する。</li> </ul>
2	初動体制について	住民の方から見てほしいと再三の要請があったにもかかわらず出向の日に数を要した事例があった。現地の確認をしておかないと指示も出せないのではないか。	窓口の一本化を図り各担当課に振り分ける仕組みを作る。また、できるだけ速やかに対応ができるよう行動マニュアルを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかな対応をするよう心掛けているが、7月豪雨災害のように被災件数が多くなると、すぐには対応できない場合もある。この点についてはご理解をいただきたい。</li> </ul>
<b>○その他災害対策全般に関すること</b>				<b>○その他災害対策全般に関すること</b>
3	指揮命令系統	災害が広範囲にわたり、業者が来て復旧作業をしているが、誰が陣頭指揮を執るのか、明確でない。	災害が広範囲にわたっているとき、誰が陣頭指揮を執るのかを明確にし、復旧作業がスムーズにできるよう、地域側の窓口を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年同様、災害対応全般については危機管理室が行う。</li> <li>・また、復旧作業は災害対策各班がそれぞれの役割を担うが、公共土木や農林土木(道路、河川など)の応急、復旧作業指示は土木課・農林課が行う。</li> </ul>
4	罹災証明	罹災証明・被災証明等の手続きを知らない人が多い。罹災証明の写真等の添付についてはすぐに復旧作業に入り撮ってない。	被災者に手続きを周知する手段の構築が必要である。また、手続きの簡略化も検討してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明等の手続きについては、昨年発災後早い段階で随時広報等でお知らせしたが十分な周知ならなかった。今後、同様の災害があった場合は、しっかりとお知らせしていきたい。</li> <li>・手続きの簡略化については、受付、調査、発行を1部署で対応するよう調整している。</li> </ul>
<b>●避難情報の広報に関すること</b>				<b>●避難情報の広報に関すること</b>
5	防災訓練・防災教育	避難等に関する情報の内容が理解されておらず、聞いても避難する行動に結びつかなかったり、危機感が伝わっていなかったりした。	学校における防災教育の充実。マニュアル(避難時の準備等)の作成と配布、住民学習会等での周知。町内会との連携、また訓練・講習実施による危機管理の徹底。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校では計画的に避難訓練を実施している。また、防災士や町内会長等が防災に係る講演を行った事例や、子供たちが防災マップを作成した事例、学校が保護者と連携し、引き渡し訓練を実施した事例もあり、引き続き学校における防災教育の充実を図っていく。</li> <li>・出水期を迎える前の5月に「住民避難訓練」を実施し、避難情報の周知とともに避難場所までの経路を再確認してもらっている。</li> <li>・来年度以降も継続して実施し、広く避難情報を周知したいと考えている。</li> <li>・町内会との連携は非常に重要と考えているため、町内会長への一斉架電の仕組みをつくり、実践している。(一斉電話)</li> <li>・また、タブレットの活用も試行している。</li> </ul>
6	情報の伝達と共有	避難等に関する情報の内容が理解されておらず、聞いても避難する行動に結びつかなかったり、危機感が伝わっていなかったりした。また、電波が届いていない地域もある。	避難等に関する内容の再検討(緊急性が伝わるように)が必要ではないか。正しい情報の受け取り方並びに情報発信の方法の周知。携帯電話の電波エリア拡大要請や個別端末整備。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の放送内容をより緊急感が出るように工夫した。(緊急情報であることをより強めた放送内容とした。)</li> <li>・また、今年度より警戒レベル情報(レベル1~5)の活用も進めている。</li> <li>・情報発信の方法は、防災行政無線・登録制メール・緊急速報メール・市ホームページ・有線放送・FMふくやまを活用していく。</li> <li>・5Gへ向けた光ファイバー網の整備により、新たな情報伝達手段として個別端末などの整備を検討している。</li> </ul>

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
7	ハザードマップ見直し・活用	ハザードマップの情報が十分周知されていない。府中市にはハザードマップ未作成の地域がある。各地域において危険箇所がわからない住民が多い。	ハザードマップ作成を急ぐこと。今回の状況を加味した現行マップの見直しと周知方法の検討。説明会・勉強会等を実施し住民に危険箇所を周知し、必要に応じ避難場所等の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に上下地区の土砂災害ハザードマップを作成し、これで市内全域における土砂災害ハザードマップの作成・配布を完了する。</li> <li>洪水ハザードマップの改定については、広島県の浸水想定区域図と芦田川の浸水想定区域図を基に作成する予定としている。</li> <li>避難場所の見直しについては、災害種別ごとに対応する避難所を明確化しているため、より安全と考えられる避難場所を開設することとした。</li> </ul>
<b>● 自主防災組織との連絡調整に関すること</b>				<b>● 自主防災組織との連絡調整に関すること</b>
8	自主防災組織の活性化・災害対応の訓練	災害発生時に被災状況を誰がどのようにして把握し、どこへ報告するのか。スムーズな避難や避難行動要支援者に対する安否確認など防災訓練がされていないと徹底しない。	まだ自主防災組織を立ち上げていない地区については、市が率先して各町内会に呼びかけ自主防災組織の立ち上げを促進し、防災士の指導のもとに防災訓練や学習会を実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織未結成の町内会を対象とした防災リーダー研修会を府中消防署と連携して実施している。</li> <li>また、防災リーダーとなる防災士の養成研修を府中市で実施する。各町内会から一人以上の防災士の誕生を目指している。</li> </ul>
<b>● 防災行政無線、通信機器に関すること</b>				<b>● 防災行政無線、通信機器に関すること</b>
9	防災行政無線での伝達等	防災無線放送はほとんど聞きとれない状況にあった。防災行政無線を補完する情報伝達手段が明確でない。防災無線の役割と活用の方法が周知されていない。	効果的な使い方(最大音量でのサイレン継続発信)の研究各家に個別無線端末を導入するなどして情報を確実に伝達するしくみが必要である。(特に高齢者)災害情報メールの登録促進、広報車での周知、自主防災組織での個別声かけ、有線放送の活用等、防災行政無線を補完する情報伝達手段の研究。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線でのサイレンの使用については、八田原ダムなど類似するものと区別する方法が見いだせていないため、現状の防災行政無線を補完する情報伝達手段である登録制メール等の活用を継続する。</li> <li>加えて、町内会長への電話での情報提供や消防団の車での広報により周知を図っている。また、各戸への個別端末の導入について、検討中である。</li> </ul>
<b>● 災害対策活動の広報に関すること</b>				<b>● 災害対策活動の広報に関すること</b>
10	道路寸断からの復旧情報	交通機関の開通情報や道路の復旧予定情報が乏しかった。	災害時の道路情報や危険箇所の情報等をホームページにリアルタイムで載せる。(国・県とリンク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>7月豪雨災害により被災を受けた道路については、ホームページ、Facebookにより復旧状況、規制解除等の情報発信を行った。</li> <li>また、この災害を教訓として、周辺道路の状況も必要と判断しホームページに広島県道路ナビ等のリンクを貼っている。</li> </ul>
<b>● 避難場所の開設に関すること</b>				<b>● 避難場所の開設に関すること</b>
11	避難所の開設	避難所開所の情報提供を受け、避難所に行ったが鍵が開いておらず、開くまで待っていた。誰が鍵を持っているのか。いつまで待てばいいのか、わからなかった。(府中学園体育館)	避難所の開設を知らせるメールが流れた段階では確実に開けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報を発令することで危険を周知することが重要であるため、まず避難情報の発令を行い、同時に避難場所の開設に向かうことになる。</li> </ul>
12	避難所の指定について	自主避難所と指定避難所の2種類が設置されたことによる混乱。指定されている避難所に浸水危険箇所が多くある。避難所の収容人数やその人数に見合う物資の確保が十分でない実態がある。避難所の設備が十分でない(冷暖房、トイレ等)	自主避難所の設備(冷暖房・トイレ等)の確認や関係者(町内会代表者、消防団等)を含め、避難所の再検討が必要。各避難所に収容できる人数等の確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年 避難所の見直しを行い、市が開設する避難所を10か所(第一次)とし(プラス6か所(第二次))、それ以外は、地元での自主的に開設される避難所とした。また、市が開設する避難場所は、災害リスクのない場所とした。</li> <li>全員を収容することはなかなか困難であるが、極力多くの人数を受け入れられる施設を選定した。</li> <li>設備については、レンタルによるスポットクーラーや簡易トイレ等の充実を行ってきた。今後も必要に応じて臨機応変に対応していきたい。</li> <li>また、地元開設の避難所についても、バリアフリー化等可能な範囲で設備の充実を図っている。</li> </ul>

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
13	自主避難所	自主避難所の把握はできていたのか。安否確認・物資要求の連絡手段や方法の確立はできていたか。不自由な方は、トイレ・車いす・バリアフリー等の条件が追加されるが対応可能な施設はどれくらいあるのか。	自主避難所の開設等の情報を収集できる仕組みづくり。施設整備。市役所職員を派遣できない場合の、避難者確認や非常食・物品等の要望ができる体制構築とマニュアルの作成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会長にタブレットを配り(今年はまず20人)、情報共有ができるよう使いこなし等を実証中である。これにより、自主防災組織による避難場所の開設の際に、避難者の状況や必要物資等の要望の把握がより容易になるものと考えられる。</li> <li>・いわゆるバリアフリーに対応する避難場所としては、市が開設する施設となるが、リ・フレ、国府・南・上下南小学校体育館、府中学園体育館、生涯学習センター、上下町民会館などがあげられる。地元が自主的に開設する避難所の施設については、公民館等一部の施設が対応しているものの他の多くは対応していない。地域の状況等を考慮する中で検討することとなる。</li> </ul>
<b>●避難所における食糧、物資の配布に関すること</b>				<b>●避難所における食糧、物資の配布に関すること</b>
14	避難所の物資について	指定避難所でも備蓄品がなく道路寸断されると物資が届かなかった。毛布等の不足は冬だった場合、耐えられない。手ぶらでの避難が多く見られた、これではいくら物資を準備しても間に合わない。避難する際の手順・準備など周知できてない。地域で開設した自主避難所において、物資の不足があった。高齢者が固い非常食を食べられない。	各自での非常持ち出し品を準備するような徹底を図る。各避難所への物資の備蓄の検討。指定・自主避難所に対する物資の格差が発生しないような体制づくり。高齢者向けの柔らかい非常食の準備や、地域での炊き出し協力の検討。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が開設する避難場所や孤立が予想される地域へ物資を分散して備蓄した。避難場所が体育館の場合は、備蓄倉庫を新たに設けた。(アルファ化米、ビスケット、水、毛布、簡易トイレ、体育館に段ボール製のベッド、間仕切りを備蓄している。)引き続き充実に努める。</li> <li>・基本的には避難の際に避難者の必要なもの(食料、タオルケット、薬、おむつ等)を持参するよう呼びかける。(備蓄できる物資が限られているため。)</li> <li>・実際の避難情報発令時持参物について呼び掛けている。</li> <li>・避難する場合の事前準備物など、出前講座で周知を図っている。また、土砂災害ハザードマップ作成時のワークショップの中でも周知を図る。</li> </ul>
<b>○避難所の運営に関すること</b>				<b>○避難所の運営に関すること</b>
15	帰宅困難者・旅行者等への対応	道路寸断による交通難民が多く発生したが、避難所への受入れができなかった。旅行者・帰宅途中者など困っていた。	帰宅困難者への対応が必要。外国人のケースもあり得るので、避難対応基準を整備しておく。困っている方は、地元の方でなくても支援する体制が必要である。	指定避難所においては、他市町、外国人避難者等の受入れているところだが、そうした人への避難所情報の周知について、課題意識を持っている。
16	避難所の運営マニュアル	休日や夜間の避難所開設の場合、被害規模が予想を上回った時に、待機要員だけでは避難所運営スタッフが不足することがありうる。急な追加開設の場合は、担当職員の到着が遅れることも想定される。	避難所運営マニュアルを作成し、地元と協力して避難所運営の訓練を定期的に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の避難所運営マニュアルを基に対応する。</li> <li>・上下、協和地区における避難場所の開設運営は、その地域在住職員が行うこととし体制の強化を図った。</li> </ul>
17	避難所の運営や考え方	避難所におけるプライバシーの問題。トイレ断水時や停電時の想定がされていない。	避難が長期化する場合、ダンボール等で間仕切りを行う等、プライバシー保護も必要。非常用トイレ・非常電源の確保を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期化する避難生活に備えて、アルファ化米、ビスケット、水、毛布、簡易トイレを配備した。体育館には段ボール製のベッド、間仕切りを配備した。</li> <li>・非常用電源として、ポータブル発電機の配備を検討している。</li> </ul>
<b>●水防活動に関すること</b>				<b>●水防活動に関すること</b>
18	消防団のブルーシートや土のう袋の不足	消防団のブルーシートや土のう袋の不足。	配置する量の再検討をする。また、土のう用の土を確保する。	計画的に納入、備蓄を行なう。また、各消防団に事前に配布することも必要と考えている。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
<b>●ボランティア受入れに関する事</b>				<b>●ボランティア受入れに関する事</b>
19	ボランティアセンター	ボランティアの活動内容が不明なこともあり、要請内容及び方法がわからず、ボランティアを要請しても、道路事情により断られた。また、ボランティアセンター自体がブルーシートや土のうなどの資材が不足していた。	ボランティアセンターの役割、業務内容等を明確化し、日頃から市民に周知すること。 また、発災の際には、立上げの時期、要請受付など市と社協の役割を明確にすること。	・ボランティアセンターは、発災後3日以内の立上げを目指しているが、住宅における生活の困りごとに人力で支援する業務が中心のため、専門性が求められたり危険を伴う業務は引き受けていない。こうした情報の周知については、今後検討したい。なお、センターにタイムリーな支援ニーズ情報が届いていなかった反省を踏まえ、センターとの情報共有体制づくりを図っている。
<b>●被災高齢者等（避難行動要支援者）の援護に関する事</b>				<b>●被災高齢者等（避難行動要支援者）の援護に関する事</b>
20	避難行動要支援者サポート体制のための訓練	避難行動要支援者自身が自分の担当を知らず、支援者自身も自分が担当する避難行動要支援者を把握していない。	日常の避難行動要支援者、支援者を含めた、避難訓練の推進。	・避難行動要支援者の取り組みは、ほぼすべての町内会において取り組まれているが、内容に温度差があるのも実情。 ・避難行動要支援制度が効果を発揮するためには、避難訓練などの継続的な取り組みが有効なため、未実施の地域については、今後声掛け等を行い取り組みをしていただきたいと考えている。
21	個人情報の取扱い	個人情報を理由に民生委員から町内会へ避難行動要支援者の情報提供ができなかった。	個人情報の取扱いについて、災害時のルールに基づいて、町内会と民生委員などへ周知徹底すること。	・町内会へ避難行動要支援者の個人情報保護の誓約は2町内会以外はいただけており、避難行動要支援者の情報管理のルールは共有されている。
22	市と福祉施設との連携	避難行動要支援者が避難を躊躇した理由として、トイレ、手すり、車椅子など避難所設備に不安があり、併せて避難所までの移動手段がなかった。	避難行動要支援者の避難先として市内福祉施設の利用と移動時の車両使用等について、市と市内福祉施設で協議し、協定を結ぶこと。	・避難先として市内福祉施設と協定を締結するよう現在、協議を進めている。
<b>○被災者の実態調査に関する事</b>				<b>○被災者の実態調査に関する事</b>
23	被災者へのケア	道路が寸断され集落が孤立化した場合、日用品や食料、水が手に入らなかった。また、車両での通院が困難となり、透析患者は炎天下歩いて病院に行っていた。そのほか、薬のストックがなくなるなど健康への不安が大きかった。	孤立している被災者の体調管理や生活支援の状況把握ができる体制づくりを支援すること。 また、対応マニュアルを作成し周知すること。	・通行止め箇所や孤立集落の把握、情報共有ができるよう、漏れがないように住宅地図情報システムを活用する。 ・市が把握しているケースは、病院や民生委員などと連携して保健師等が直接連絡や訪問、状況把握するほか、必要に応じて薬が届けられる体制をとっている。 ・地域支え合いセンターを開設し、家庭訪問等により被災者への相談支援を行った。
<b>●医療救護全般に関する事</b>				<b>●医療救護全般に関する事</b>
24	避難者へのケア	避難所へ避難したが、体調が悪くなったり、体調不良に陥った場合の対処法がないことでの不安があった。	発災後速やかに、各避難所を医療専門職が巡回するなどの体制を整備すること。 各避難所に医療専門職を配置することが理想である。	・被災状況や避難所の必要に応じて保健師が避難所を巡回し、健康状態を把握するなど状況に応じて柔軟な対応を行っている。昨年の災害では、府中地区医師会から看護師派遣の協力を得て、巡回を行った。 ・医師の配置については、府中地区医師会と締結している「災害時の医療救護活動に関する協定」により、災害現場等に設置した救護所等での医療救護を原則としており、通常の避難所への配置は想定していない。なお、必要に応じ県へ医療介護専門職種の派遣を要請する。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
○感染症の予防に関すること				<b>○感染症の予防に関すること</b>
25	感染症対策	床上・床下浸水被害者への消毒液について、在庫不足が理由であると思われるが、当初は自己負担であったが、後に市から無料提供に変更された。個人の井戸水について、ばい菌への不安があった。	消毒液の配布は原則無料とし、十分な在庫を確保しておくこと。 井戸水について、水質検査の必要性や被災の際の井戸水使用マニュアルを作成し周知すること。 断水時の対応として、県の災害時井戸共助利用制度について周知すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒液については、当初自己負担等で混乱やご迷惑をおかけしたが、在庫の確保ができ無料で配布できた。今後も、床上・床下浸水に対しては消毒液を無料で配布することを考えており、在庫は当面の必要数を確保している。</li> <li>・井戸水の水質の問い合わせについては、府中市食品衛生協会を紹介し検査をしていただくようお願いをした。水の濁れ等飲み水に不安がある場合には、飲料水の配布を実施した。</li> <li>・周知については広報、ホームページなど工夫をしていきたい。</li> </ul>
●県土木事務所等の関係機関との連絡調整に関すること				<b>●県土木事務所等の関係機関との連絡調整に関すること</b>
26	ダム放流	ダムの放流により河川の水位が上昇した。放流の情報が伝わらないので、市民に不安が広がっている。	市民にダムの放流情報を的確に伝える情報提供システムを関係機関と連携し構築する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの放流情報はダムが設置している放送設備(サイレン)により周辺住民へ知らせている。</li> <li>・水位情報については、避難情報発令の基準となる基準水位に到達したときは、広島県メール通知サービスや広島県防災webなどで知らせしている。</li> <li>・府中市はこれらの情報を基にメール配信・ホームページで避難情報の発令や注意喚起を行う。</li> </ul>
27	河川内の草や樹木の撤去	河川の中州等にある樹木が大きくなりすぎ、川の流れを遮り水位が上がった。伐採を要望してもなかなか聞き入れられない状況にある。	一部の河川は、地域の住民に樹木の伐採を任ずるものもあるが、草や樹木の伐採は定期的に行うこと。	芦田川については、豪雨後に調査を行い、計画的に伐採を行っている。引き続き、国や県に繁茂している河川内樹木の伐採要望を行っていく。
28	河川内の土砂堆積	大雨により支流の河川が増水し洪水、浸水被害を受けた箇所が大変多い。	浸水状況、浸水原因を調査し、長年にわたり溜まった川底の土砂を撤去すること。	芦田川、県河川については、豪雨後に調査を行い、計画的に浚渫を行っている。引き続き、国や県に浚渫要望を行っていく。
29	河川の堤防改修	御調川と芦田川の合流地点の狭隘さが明郷学園付近の浸水の一因である。また、護岸の低い河川では大水が出るたびに越水し田畑や道路に土石が溢れ出る状況がある。	御調川と芦田川の合流地点の狭隘な部分の改修や浸水した地域の対策として、御調川広域河川改修事業や芦田川河川改修計画(平成20年12月策定)等の河川改修計画の早期完了を目指し、堤防未修復や低い堤防の改修を早期に実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芦田川の前原橋から御調川合流地点までの樹木伐採は平成30年度に国交省により完了しています。御調川につきましても、明郷学園前の堆積土砂の撤去を広島県により完了している。</li> <li>・御調川河川改修事業については、今年度用地測量を行い、来年度から新僧殿橋の橋台工事を行う予定である。引き続き広島県へ早期完了の要望を行っていく。</li> <li>・芦田川の未整備区間の護岸についても、国へ要望を行っていく。</li> </ul>
30	砂防ダム、治山ダムの対策	砂防ダム/治山ダムが土石で満杯となり、土石流を受け止める機能がなくなっているところが多くなっている。	早期に点検等の対応時期を確認され、工事計画等を町内会や住民に周知すること。	治山ダムについては、豪雨後に調査を行い、堰堤の機能が著しく低下しているものについては、すでに土砂撤去を進めている。今後も、土砂堆積の調査及び対策については、県と連携を図り対応していく。
○災害廃棄物の処理に関すること				<b>○災害廃棄物の処理に関すること</b>
31	災害ごみの処理対策	当初、被害の大きい地域に収集場所の指定がなく、また処理費用の負担情報が統一されず混乱した。また、クリーンセンターへ災害ごみを持ち込むための車輛を確保するのが難しい。	災害ごみ等の回収ルールを明確にしておくこと。	現在策定中である「災害廃棄物処理計画」において、初動体制から最終処理までの災害廃棄物処理の一連の流れを明確化する。

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
○障害物の除去に関すること				○障害物の除去に関すること
32	個人敷地の土砂撤去	個人の敷地に流入した土砂の撤去に関して、あと付けながらも、実情に合わせて様々な支援が行なわれている。	災害時の個人敷地等の土砂撤去の緊急対応のルールを明確化して、迅速な対応と不公平感を生じさせない運用にすること。	・平成30年7月豪雨災害では、災害対策本部の決定事項『民有地の土砂については、土砂等の流入量やボランティア要請の状況などを勘案し、自力処理が困難なケースについては、特例的に府中市の独自施策として撤去支援を行うこととする』に基づき、県内2番目のスピードで宅内の土砂の撤去を行った。また、申請前に業者が行なった土砂撤去に対する償還払いを行った。
○公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること				○公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること
33	ため池対策	水田の減少によって、管理が十分できていないため池が増えている。市内でも本山の竹田池は決壊、栗柄の大門池、用土の奥田池は堰堤亀裂の危険性があり、避難指示が出された。	市内にあるため池の全てを点検し、地域とため池の維持管理について「維持」「縮小」「廃止」を取り決め、緊急性の高いものより優先順位を付けてその対応をとること。また、すべてのため池の点検結果と対策について、住民に公開すること。	<p>農業用ため池は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」でため池の所有者または管理者が適正な管理(貯留機能の発揮及びため池の決壊等による水害の発生防止を目的とした、施設の点検や補修、補強、堆積土砂の撤去など日常管理)を行うことになっている。</p> <p>法律の施行により、全ての農業用ため池について、所有者等は県知事に届出を行う必要があり、届出の受付を10月中旬より12月末まで府中市において行う。</p> <p>市は県と連携し、定期的に池の状況や施設の管理状況等を把握し、必要に応じて池の適正な管理に向け、池の所有者等に指導や助言を行うほか、ため池マップや緊急連絡体制の整備など避難行動につながる対策も行う。</p> <p>さらに、ため池の所有者等や地域と協議調整を行い、防災工事(廃止工事含む)の必要なため池については、優先順位を付け県と連携を図りながら必要な対策を講じる。</p>
34	水路の復旧	用水路や側溝の土砂撤去について蓋が重いので機材がなければ持ち上げられず、土砂の撤去を市ができるのかどうかの判断が遅く作業の段取りがつかなかった。	応急対応ルールを明確にし、早急に対応すること。	<p>・7月豪雨では、多数の災害が発生し、通行の確保や人的被害のおそれのある箇所への対応を優先しなければならないため、すべての要望に対し、速やかな対応をとることはできなかった。</p> <p>被害の状況等を勘案し臨機に対応する必要があると考えている。</p> <p>用水路については、水路を占有している方が通常の維持管理(土砂撤去含む)を行って頂きたいと考えている。</p> <p>7月豪雨災害については、府中市独自支援策として農地、農業用施設災害復旧支援策を講じ、早期復旧、営農再開、農家の負担軽減が図られた。</p>
35	里道や農業用水路の復旧	中山間地域の里道の崩落が数か所あり、生活や農業に支障をきたしている。農業用水路が詰まり、かなりの部分は地元で撤去したが、暗渠部分について対応が取れないので完全復旧に至っていない。	受益者負担で復旧するのが原則となっているが、豪雨災害対策で復旧処理してほしい。	<p>農業用施設(農道、用水堰、用水路等)については、主に農業等を営む受益者が利用する施設であるため、受益者負担が原則必要ではあるが、国の補助対象となる施設災害については、受益者負担は必要ない。また、小規模災害については、府中市では初めて府中市独自支援策として農地、農業用施設災害復旧支援策を講じ、農家の負担を最小限に留め、早期復旧、営農再開を行った。</p>

平成30年7月豪雨災害に関する議会提言

No.	案件名	現状・課題・気付き	対応案、意見等	R1.9対応状況
<b>●市街地の排水対策に関すること</b>				<b>●市街地の排水対策に関すること</b>
36	樋門の運用	芦田川の水位が基準を超えると、国交省→府中市→樋門管理者と連絡され、排水樋門が閉じられ、内水氾濫となり多くの家屋が床上・床下浸水となった。	排水樋門の必要性を周知し、開閉ルールなどについて地域の住民に説明し、地域の理解が得られるよう努めること。	芦田川における樋門操作については、マニュアルも作成されており、操作員への説明会も実施している。また、砂川に設置してある樋門についても改修を終え、操作を業者委託するよう手配を完了している。
37	樋門の運用と排水ポンプの設置	中須町の浸水では、芦田川と砂川は水位が上がるとそれぞれの樋門が閉まる。この豪雨では、権現川がオーバーフローしポンプで排水されたが効果なく、水が逆流し床上・床下浸水の被害が出た。	流域への降雨量と、砂川の時系列水位、水没地区の浸水時系列水位や芦田川の水位の検証を行い、現排水ポンプ場の排水能力と排水溝の高さや位置と、当日の稼働状況などを分析して、中須地区等へのポンプ場の設置などの対策を講ずること。	緊急対策として、環境センター裏の砂川排水樋門については、改修工事が完了し、管理は市で行う。 可搬式小型排水ポンプは14台を購入済みである。固定式大型ポンプは中須西之町に2台設置するよう発注済で現在制作中、3月末に完了予定である。 今後の浸水対策として、専門業者による調査を実施し昨年の浸水の検証、現地調査、原因究明、各種対策の効果検証などから、迅速かつ効果的な対策について検討する。対策の検討は、国・県・市・地元・有識者などで構成する検討委員会の設置を予定している。
<b>○農家、事業者に対する支援に関すること</b>				<b>○農家、事業者に対する支援に関すること</b>
38	農地	農地災害の対応に一貫性がなかった。	対応ルールのマニュアルを明確にすること。	農地災害発生時の対応について、被害報告から申請手続きのマニュアルを整理する。
39	小規模被害農地・農業施設等の復旧支援	小規模被害農地・施設が多い。今になって農業団体に被害調査依頼が来ている。支援無しでは災害復旧できない。荒地、耕作放棄地につながる。	他の市町のように、小規模被害農地復旧に支援を行うなど農業振興につながる対応を必要とする。	小規模災害復旧に対応した支援事業については、府中市独自支援策として農地、農業用施設災害復旧支援策を講じた。この支援事業により早期復旧、営農再開、農家の負担軽減が図られた。
<b>その他</b>				<b>その他</b>
40	地区の孤立	現在、上下と府中市街を結ぶ主要道路は県道24号線しかなく、篠根町の道路崩落により長期の通行止めとなり、市民生活に大きな影響を及ぼした。	地域交通確保のための道路政策を行い、交通遮断の影響を最小限に抑えること。そのため木野山町と出口町を結ぶ坂根道路のトンネル敷設や諸毛久佐線等の整備が必要である。	府中市にとって県道府中上下線は、市の南北を結ぶ重要な幹線道路であり、広島県においても重点的に整備を図る路線として、「道路整備計画2016」に位置付けており、災害防除対策を計画的に継続して実施していたにしている。 南部と北部を結ぶ路線は、府中上下線のほかに、小島荒谷線、府中市が管理する林道市場線、諸毛農道などがあるが、幅員が狭いため迂回路としては難しい路線と考えている。 しかし、南北間の連携強化を図るためには、県道府中上下線だけでなく、地域間のネットワークが複数あることが望ましく、今後、既存道路の機能強化など、検討してまいりたいと考えている。
41	空き家の被災	床上浸水した地域の空き家については、誰も片づける人がいないので臭いがたち、流れ込んだごみそのままになっている。	所有者と早急に連絡をすること。連絡がとれない場合は早急に市として対応策を講ずること。	所有者がわかる空き家につきましては速やかな対応をしてみたいと考えます。地域の皆様の情報提供により連絡先を教えてくださいることが重要です。 被災し放置されている空き家については、通常の空き家対策と同じく、まず所有者を特定して適切な管理を呼び掛けていくこととなります。
42	急傾斜地の谷川の整備	通常は単純な沢の流れだが、豪雨となると沢が谷川となり周りの土砂をえぐって土石流となる。今回あらゆる谷がえぐられたままとっている。次に豪雨がおきるとさらに土石流を運び出す危険がある。	砂防ダム等の予防措置をとること。	砂防事業については、現在5か所の事業を行っている。また、治山事業では10箇所について事業を行っている。 今後も、危険箇所について県と連携し事業化を図っていく。